

環境の保全と創造に関する条例（抜粋）

平成7年7月18日

条例第28号

（特別対策地域における特定自動車の運行の禁止）

第67条の2 自動車を運転し、又は使用する者は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び同法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域（以下「窒素酸化物等対策地域」という。）内の場所を使用の本拠の位置として道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録、同法第12条第1項の規定による変更登録又は同法第13条第1項の規定による移転登録を受けることができない自動車（同法第40条第3号に規定する車両総重量が8,000キログラム以上である自動車であって自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条第3号及び第4号に掲げる自動車以外のもの並びに同条第3号に掲げる自動車に限り、特殊な構造を有し、かつ、特種の用途に供される自動車で、道路周辺における大気汚染の主要な原因とならないものとして規則で定めるものを除く。以下「特定自動車」という。）を、次に掲げる地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域及び港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区である区域を除く。以下「特別対策地域」という。）内の道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）（特定自動車の運行が特別対策地域の大気環境に及ぼす影響その他道路周辺の生活環境の状況及び特別対策地域における交通の状況を勘案して知事が定める道路を除く。次条において同じ。）において運行し、又は運行させてはならない。ただし、災害等の発生により特定自動車を運行し、又は運行させる必要がある場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 神戸市灘区及び東灘区の区域
- (2) 尼崎市の区域
- (3) 西宮市の区域（規則で定める区域に限る。）
- (4) 芦屋市の区域
- (5) 伊丹市の区域

追加〔平成15年条例62号〕

（特定自動車を使用する者に対する措置命令）

第67条の3 知事は、特定自動車を使用する者の事業の状況等から、特定自動車特別対策地域内の道路において運行されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、特定自動車の運行の適正な管理、特定自動車を運転する者に対する指導その他前条の規定の遵守を確保するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

追加〔平成15年条例62号〕

（荷主等に対する勧告）

第67条の4 知事は、反復し、又は継続して貨物又は旅客の運送等を委託する者で、当該委託を受ける者が使用する自動車の運行に相当程度関与すると認められるもの（以下「荷主等」という。）に対し、当該委託に係る契約の内容の見直し、当該委託を受ける者に対する指導その他当該者による第67条の2の規定の遵守が確保されるよう適切な措置を講ずべきことを勧告することができる。

追加〔平成15年条例62号〕

（特定事業者の義務）

第68条 窒素酸化物等対策地域において、事業の用に供するために自動車を使用する者で使用する自動車の台数が規則で定める台数を超えるもの（以下この条において「特定事業者」という。）は、当該事業の用に供する自動車の運行に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減するための目標を定め、その削減に努めなければならない。

2 知事は、前項の窒素酸化物及び粒子状物質の総量の把握のために必要な限度において、特定事業者に対し、自動車の運行の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第 8 章 罰則

(罰則)

第 163 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 38 条第 1 項の規定による届出について虚偽の届出をした者
- (2) 第 40 条第 2 項又は第 67 条の 2 の規定に違反した者
- (3) 第 43 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第 54 条第 2 項、第 58 条第 2 項、第 60 条第 2 項、第 61 条第 4 項(第 62 条第 3 項、第 63 条第 2 項、第 64 条第 2 項及び第 146 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 67 条の 3 の規定による命令に違反した者

一部改正〔平成 15 年条例 62 号・22 年 20 号〕

(両罰規定)

第 166 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 159 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(経過措置)

2 改正後の環境の保全と創造に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 67 条の 2 に規定する特定自動車で、初度登録日(自動車が初めて道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 5 条の規定により自動車登録ファイルへの登録を受けた日をいう。以下同じ。)がこの条例の施行の日前であるものについては、自動車の種別及び初度登録日について規則で定める区分に応じ規則で定める期間が経過するまでの間は、改正後の条例第 67 条の 2 の規定は、適用しない。

(検討)

3 知事は、平成 20 年度を目途として、改正後の条例第 67 条の 2 に規定する特別対策地域及び周辺地域における自動車の運行の状況、大気汚染の状況等を勘案し、改正後の条例の規定による規制の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

環境の保全と創造に関する条例施行規則（抜粋）

平成 8 年 1 月 8 日

規則第 1 号

（特殊な構造及び特種の用途に係る自動車）

第 19 条の 2 条例第 67 条の 2 に規定する規則で定める自動車は、当該自動車の自動車検査証に別表第 11 の 2 に掲げる車体の形状の記載のある自動車とする。

全部改正〔平成 15 年規則 98 号〕

（適用除外の理由）

第 19 条の 3 条例第 67 条の 2 ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）特別対策地域内において特定自動車に係る道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 11 条第 1 項(同条第 2 項及び同法第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 3 項の規定による国土交通大臣の封印の取付けを受けるため、当該特定自動車を運行し、又は運行させる必要がある場合
- （2）道路運送車両法第 34 条第 1 項の規定による行政庁の臨時運行の許可を受けて、特定自動車を運行し、又は運行させる必要がある場合
- （3）道路運送車両法第 36 条の 2 の規定による地方運輸局長の許可を受けて、特定自動車を運行し、又は運行させる必要がある場合
- （4）特別対策地域内において特定自動車に係る道路運送車両法第 5 章の規定による国土交通大臣の行う検査を受けるため、当該特定自動車を運行し、又は運行させる必要がある場合
- （5）道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 47 条の 2 第 1 項の規定による道路管理者の許可を受けて、特定自動車(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にあっては当該けん引されている車両を含む。以下この号において同じ。)を運行し、又は運行させる必要がある場合(当該特定自動車の幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が知事が定める限度を超える場合に限る。)

追加〔平成 15 年規則 98 号〕

（特別対策地域である西宮市の区域）

第 19 条の 4 条例第 67 条の 2 第 3 号に規定する規則で定める区域は、西宮市越水字社家郷山と同市山口町船坂との境界線以南の区域とする。

追加〔平成 15 年規則 98 号〕

附 則

（施行期日）

（経過措置）

2 環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例(平成 15 年兵庫県条例第 62 号)附則第 2 項に規定する規則で定める区分に応じ規則で定める期間は、平成 16 年 1 月 1 日から、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。)の規定によりその自動車に係る特定期日(次の表の左欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる初度登録日(自動車が初めて法第 4 条の規定により自動車登録ファイルへの登録を受けた日をいう。以下同じ。)に応じ、同表の右欄に定める期日をいう。以下同じ。)以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその自動車に係る法の規定による継続検査、臨時検査(特定期日の翌日以降に受けるものに限る。又は構造等変更検査を受ける日の前日までの間とする。ただし、2 年車検特種自動車(次の表備考 3 に規定する特種自動車のうち法第 61 条第 1 項の規定により自動車検査証の有効期間が 2 年とされているものをいう。以下同じ。))については、平成 16 年 1 月 1 日から、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、当該各号に定める日までの間とする。

(1) 当該自動車に係る特定期日における自動車検査証(法の規定によりその自動車に係る特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証に限る。以下同じ。)の有効期間の残余期間が 1 年を超え

るもの 当該自動車検査証の有効期間の満了日の1年前の日

(2) 当該自動車に係る特定期日における自動車検査証の有効期間の残余期間が1年以下のもの 当該自動車検査証の有効期間の満了日の翌日から起算して1年間の末日

自動車の種別	初度登録日	期日
1 普通貨物自動車	平成元年9月30日まで	平成16年9月30日
	平成元年10月1日から平成5年9月30日まで	平成17年9月30日
	平成元年10月1日から平成5年9月30日まで	平成17年9月30日
	平成5年10月1日から平成8年9月30日まで	平成18年9月30日
	平成8年10月1日から平成15年12月31日まで	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日
2 大型バス	昭和61年9月30日まで	平成16年9月30日
	昭和61年10月1日から平成2年9月30日まで	平成17年9月30日
	平成2年10月1日から平成5年9月30日まで	平成18年9月30日
	平成5年10月1日から平成15年12月31日まで	初度登録日から起算して13年間の末日に当たる日
3 特種自動車(4及び5に掲げるものを除く。)	昭和63年9月30日まで	平成16年9月30日(2年車検特種自動車にあっては、平成17年9月30日)
	昭和63年10月1日から平成4年9月30日まで	平成17年9月30日
	平成4年10月1日から平成7年9月30日まで	平成18年9月30日
	平成7年10月1日から平成15年12月31日まで	初度登録日から起算して11年間の末日に当たる日
4 平成5年環境庁告示第25号1口及び二に掲げる特種自動車	昭和63年9月30日まで	平成16年9月30日(2年車検特種自動車にあっては、平成17年9月30日)
	昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	平成17年9月30日
	平成元年10月1日から平成15年12月31日まで	初度登録日から起算して16年間の末日に当たる日
5 平成5年環境庁告示第25号1イ及び八に掲げる特種自動車	昭和58年9月30日まで	平成16年9月30日(2年車検特種自動車にあっては、平成17年9月30日)
	昭和58年10月1日から平成15年12月31日まで	初度登録日から起算して21年間の末日に当たる日

備考 1 「普通貨物自動車」とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号。以下「政令」という。)第4条第1号に規定する普通貨物自動車をいう。

2 「大型バス」とは、政令第4条第3号に規定する大型バスをいう。

3 「特種自動車」とは、政令第4条第6号に規定する特種自動車をいう。

別表第11の2（第19条の2関係）

- 1 医療防疫車
- 2 採血車
- 3 軌道兼用車
- 4 図書館車
- 5 郵便車
- 6 移動電話車
- 7 放送中継車
- 8 理容・美容車
- 9 消毒車
- 10 寝具乾燥車
- 11 入浴車
- 12 ボイラー車
- 13 検査測定車
- 14 穴掘建柱車
- 15 ウインチ車
- 16 クレーン車
- 17 くい打車
- 18 コンクリート作業車
- 19 コンベア車
- 20 道路作業車
- 21 梯子車
- 22 ポンプ車
- 23 コンプレッサー車
- 24 農業作業車
- 25 クレーン用台車
- 26 空港作業車
- 27 構内作業車
- 28 工作車
- 29 工業作業車
- 30 レッカー車
- 31 写真撮影車
- 32 事務室車
- 33 加工車
- 34 食堂車
- 35 清掃車
- 36 電気作業車
- 37 電源車
- 38 照明車
- 39 架線修理車
- 40 高所作業車

追加〔平成15年規則98号〕